

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目次

◇告 示

- 町等の区域の変更
- 町の区域の変更等
- 字の区域の変更等
- 土地改良法による換地処分(二件)
- 土地区画整理事業の終了の認可(五件)
- 土地区画整理法による換地処分

告 示

鳥取県告示第三百八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出が

あつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上米積地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十四年十二月一日現在の地番による。)
上米積字宮ノ峯	上米積字宮ノ峯の全域、下福田字コワ田七の一並びに下福田字下小垣五一の一、五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
下福田字下小垣	下福田字下小垣のうち三七の一部、三八の一部、三九の一の一部、三九の二の一部、四〇の一部、四三の二の一部、五一の一、五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、下福田字コワ田八の三、八の四及び九の二並びに下福田字阿彌大寺九八と一体をなす国有地の一部
下福田字コワ田	下福田字コワ田のうち七の一、八の三、八の四及び九の二以外の区域
下福田字阿彌大寺	下福田字阿彌大寺のうち九八及び一〇五の一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、下福田字下小垣三七の一部、三八の一部、三九の一の一部、三九の二の一部、四〇の一

部、四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに下福田字上小垣一六の一の一部	下福田字上小垣
下福田字上小垣のうち一一六の一の一部以外の区域及び下福田字阿彌大寺一〇五の一〇と一体をなす国有地の一部	

鳥取県告示第三百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第百三条第四項後段の規定による美津土地区画整理事業（第二工区）の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十五年九月三十日現在の地番による。）
美萩野三丁目	美萩野三丁目の全域、三津字鳥打場ノ一 五三九から五

三津字鳥打場ノ一	三津字鳥打場ノ一のうち五三九から五四四まで、五四六、五四七、五五〇の一、五五〇の二、五八七、五八九の一、五八九の二及びこれらと一体をなす国有地、三津字鳥打場ノ二の全域、三津字東澤一の全域、三津字東澤二 五九〇の二から五九〇の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三津字西傍示の巷 九九一の三及び九九三の三
----------	---

三津字東澤二	三津字東澤二のうち五九〇の二から五九〇の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
--------	--

三津字西傍示ノ巷	三津字西傍示ノ巷のうち九九一の三及び九九三の三以外の区域
----------	------------------------------

廃止する字の名称	三津字鳥打場の二及び三津字東澤一
----------	------------------

鳥取県告示第三百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十九号）

十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下種地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十五年十一月一日現在の地番による。)
大字下種字松坂	大字下種字松坂のうち二二五の二以外の区域
大字下種字管ゲ 谷口	大字下種字管ゲ谷口のうち二六九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字下種字坪ノ 内	大字下種字坪ノ内のうち一九八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字下種字松坂二二五の二、大字下種字管ゲ谷口二六九の二と一体をなす国有地の一部並びに大字下種字河原田二七二の二、二七二の二、二七五の一から二七五の三まで、二七七の一から二七七の四まで、二七八の一から二七八の三まで、二七九の一の一部、二七九の二、二八〇の一の一部、二八〇の二、二八一の一の一部、二八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字下種字法大 寺	大字下種字法大寺一六三から一六八まで、一七二から一七四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字下種字カンノラジ一五六から一六〇まで、一六一の一から一六一の三まで、一六二の一、一六二の二及びこれらと一体を

大字下種字カン ノラジ	大字下種字法大寺ノ前一九五の一、一九五の二、一九六、一九七及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字下種字坪ノ内一九八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字下種字河原田二七九の一の一部、二八〇の一の一部、二八一の一の一部、二八二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字下種字法大 寺ノ前	大字下種字法大寺ノ前のうち一八四の三、一八五の三、一九五の一、一九五の二、一九六、一九七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字下種字法大寺一六九の一、一六九の二、一七〇の一、一七〇の二、一七一の一、一七一の二、一七五、一七六の一から一七六の三まで、一七七、一七八の一から一七八の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字下種字河原田二七三の二、二七四、二七六、二八一の二の一部、二八三の一、二八三の二、二八四の一、二八四の二、二八五の一、二八五の二、二八六の一、二八六の二、二八七第一、二八七第二、二八八の二、二八九第二、二八九の三、二九一の二、二九二、二九三の一から二九三の三まで、二九四の一から二九四の四まで、二九五、二九六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字下種字井尻	大字下種字井尻のうち三〇九の一の一部、三一〇の一

<p>大字下種字河原</p>	<p>一部、三二一の二、三二一の四、三二一の五、三二一の七及び三二一の八から三二一の一〇までの一部以外の区域並びに大字下種字河原田二七三の一、二七三の三から二七三の五まで、二八八の六の一部、二八八の七の一部、二八九の一、二八九の四の一部、二八九の五の一部、二九〇、二九〇の一、二九〇の二、二九一の一、二九一の三、二九一の四、二九六の一、二九六の三、二九八、二九八の一から二九八の三まで、二九九、三〇〇、三〇〇の一、三〇一、三〇三の一から三〇三の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下種字河原田二八七の四の一部、二八八の三の一部、二八八の四の一部、二八八の五、二八八の六の一部、二八八の七の一部、二八九の四の一部及び二八九の五の一部、大字下種字井尻三〇九の一部、三二〇の一の一部、三二一の一の一部、三二一の二、三二一の四、三二一の五、三二一の七の一部及び三二一の八から三二一の一〇までの一部、大字下種字西河原田三二二の一部、三二二の一、三二二の二の一部、三二二の三、三二二の四の一部、三二二の五の一部、三二二の六、三二二の七の一部、三二二の八、三二二の九の一部、三二二の一〇、三二二の一、三二二の二及び三二二の三と一体をなす国有地並びに大字下種字木ヶ坪三三三の一部及び三三五の一の一部</p>	<p>大字下種字松垣</p> <p>大字下種字法大寺ノ前一八四の三、一八五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字下種字河原田二八七の三、二八七の四の一部、二八八の一、二八八の三の一部及び二八八の七の一部、大字下種字井尻三二一の七の一部、大字下種字西河原田三二二の一部、三二二の一、三二二の二、三二二の三の一部、三二二の四の一部、三二二の五の一部、三二二の六の一部、三二二の七から三二二の七まで、三二二の八の一部、三二二の九の一部、三二二の一〇、三二二の一、三二二の二、三二二の三及び三二二の四と一体をなす国有地、大字下種字上木ヶ坪三三三から三三六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下種字狸橋三三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下種字東ヒズヘ三七八の一部、三八〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下種字下松垣の全域並びに大字下種字上松垣の全域</p>

<p>大字下種字狸橋</p>	<p>大字下種字狸橋のうち三六九の一部、三七〇の一部、三七三の一部、三七三の二の一部、三七三の五の一部、三七四の四の一部、三七四の四の一部、三七四の六の一部、三七五の二の一部、三七五の二、三七六の二の一部、三七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字下種字上狸橋四一五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下種字上狸橋</p>	<p>大字下種字上狸橋四一六、四一七の二から四一七の三まで、四一八の二から四一八の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下種字東ヒズへ</p>	<p>大字下種字東ヒズへのうち三七八の一部、三八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下種字狸橋三六九の一部、三七三の二、三七三の二の一部、三七四の二の一部、三七四の四の一部、三七四の六の一部、三七五の二の一部、三七五の二、三七六の二の一部、三七七及びこれらと一体をなす国有地、大字下種字上狸橋四一三、四一四、四一五の一部及びこれらと一体をなす国有地、上字下種字老町田四二二から四二四までの一部、四二五の一から四二五の八まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下種字ヒズエ四二六の二の一部、四二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字下種字老町田</p>	<p>大字下種字老町田のうち四二二から四二四までの一部、四二五の二から四二五の八まで及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字下種字ヒズ</p>	<p>有地以外の区域、大字下種字狸橋三七三の二の一部及び三七三の五の一部、大字下種字上狸橋四一五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字下種字ヒズエ四二七の二の一部、四二八の一部、四二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字上種字長地</p>	<p>大字上種字長地田のうち四二四の一部、四二七の一部、四二八の二の一部、四二九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字下種字西河原田、大字下種字下松垣、大字下種字上松垣及び大字下種字上木ヶ坪</p>

鳥取県告示第三百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る上米積地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告

示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大栄町から同町が行う土地改良事業に係る下種地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の氏名又は名称及び代表者の氏名

財団法人鳥取開発公社 理事長 金田裕夫

協同組合鳥取鉄工センター 理事長 山根四郎

米村 勇 吉

大石 賀寿雄

山田 善 久

三 輪 歌太郎

山 田 末 子

福 島 二 郎

二 事業施行期間

昭和四十九年十二月十七日から昭和五十二年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市津ノ井字五反田、字桁添、字荒田及び字上遠沖の各一部、東大路字長峯の一部、桂木字五反田、字大工田、字上一ツ橋、字一ツ橋及び字上五反田の全部並びに字外砂田、字橋詰、字会地向、字西ヶ岡及び字四反田の各一部並びに船木字下樋詰、字上樋詰及び字沖の全部並びに字茶屋前及び字植松の各一部

四 土地区画整理事業の名称

津ノ井土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十九年十二月十二日

六 終了認可の年月日

昭和五十六年四月十一日

昭和五十六年四月十一日

昭和五十六年四月十一日

鳥取県告示第三百九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称及び代表者の氏名

株式会社高力 代表取締役 高力重儀

二 事業施行期間

昭和四十八年七月六日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市巖城字東屋敷、字開山、字下光源、字井手向、字細工畑及び字下前田の各一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市巖城土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十八年七月二日

六 終了の認可の年月日

昭和五十六年四月十一日

鳥取県告示第三百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定

に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称及び代表者の氏名

鳥取県住宅供給公社 理事長 平林鴻三

二 事業施行期間

昭和五十年二月二十五日から昭和五十三年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市馬場町字下奥田、字東馬場、字平ル林及び字道和尚並びに和田東町字向山の各一部

四 土地区画整理事業の名称

和田団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和五十年二月二十一日

六 終了の認可の年月日

昭和五十六年四月十一日

鳥取県告示第三百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称及び代表者の氏名

鳥取県住宅供給公社 理事長 平林鴻三

二 事業施行期間

昭和五十一年八月十七日から昭和五十四年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市吉成字下池田、字東土崎、字財ノ木及び字上池田の各一部

四 土地区画整理事業の名称

吉成団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和五十一年八月十二日

六 終了の認可の年月日

昭和五十六年四月十一日

鳥取県告示第三百九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称及び代表者の氏名

鳥取市農協開発株式会社 代表取締役 加藤重蔵

明德産業有限公司 取締役社長 中尾信太郎

二 事業施行期間

昭和五十二年三月十八日から昭和五十三年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市雲山字川上、字捨井、字横屋田及び字細田の各一部

四 土地区画整理事業の名称

雲山南土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和五十二年三月十四日

六 終了の認可の年月日

昭和五十六年四月十一日

鳥取県告示第三百九十七号

美津土地区画整理事業（第二工区）施行地区の宅地について、昭和五十六年四月一日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】